

入居資格（家族向ポイント方式）

申込書配布期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が東京都内に引き続き3年以上居住していること

- (1) 申込者が、東京都内に継続して3年以上居住している成年者（20歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。（未成年どうしの婚約による申込みは、資格審査のときに法定代理人（親）の同意書を提出していただきます。）
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに、申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 同居親族がいること（単身者は申込みできません。）

申込書配布期間に、一緒に住んでいる親族（申込書配布期間に生まれた子を含みます。）と申込むことが原則です。（外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。）

(1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 申込者本人と婚約している方で入居手続きまでに入籍できること。

イ 申込書配布期間に、申込者本人と税法上の扶養関係にあること。

ウ 単身で居住されている方、または誰からも扶養されていない方で2親等内直系血族（申込者本人の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。（血族・姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）ただし、入居しようとする世帯が下記の高齢者世帯および心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。

(2) 内縁関係の場合、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※出産する予定であっても申込書配布期間の最終日までに生まれていなければ、同居親族数には含まれません。（ただし、生まれた子の入居は可能です。）

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

※同居の確認は住民票の写し等で行います。（確認できない場合は、失格となることがあります。）

3 入居する世帯が次の(1)～(5)のいずれかにあてはまること

(1) ひとり親世帯（母子・父子世帯）

申込者本人が配偶者＜法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む＞がいない方であり、同居親族が 20 歳未満の子のみであること。

(2) 高齢者世帯

申込者本人が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のア～カのいずれかにあてはまること。

ア 配偶者＜法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む＞

イ おおむね 60 歳以上の方（申込書配布期間に 57 歳以上の方）

ウ 18 歳未満の方

エ 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者

オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定 1 度～3 度）

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

(3) 心身障害者世帯

申込者本人または同居親族のうち少なくとも 1 人が次のア～エのいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者

(4) 多子世帯

同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。

(5) 特に所得の低い一般世帯

入居する方全員の所得が、ポイント方式家族向所得基準表の「特に所得の低い一般世帯」の基準内であり、かつ次のいずれかにあてはまること。

ア 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯

申込書配布期間に、申込者本人および同居親族全員が生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給していること。

イ 40 歳以上の世帯

申込者本人が 40 歳以上であり、かつ、同居親族全員が ①40 歳以上 ②18 歳未満の児童のいずれかにあてはまること。

4 所得が定められた基準内であること

入居する方全員の年間所得の合計が、ポイント方式家族向所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。

5 住宅に困っていること

- (1) 入居する方に、住宅または土地の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含まれます。)

ただし、次のいずれかにあてはまる場合は申込みことができます。

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、都営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本等（滅失登記）を提出できること。

→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなること。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）

→資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

- (2) 入居する方に、公営住宅等（都営住宅・区市町村営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア 住宅が居住人数に対して著しく狭いこと。（お住まいの住宅の住戸専用面積が下表にあてはまること。）

居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	29m ² 未満	5人	56m ² 未満
3人	39m ² 未満	6人	66m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ 通勤時間が片道90分以上かかる場合で、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。（身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道60分以上）

ウ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅の入居者であること。

エ 歩行障害が著しい高齢者および障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合

※申込みできる住宅は、エレベータのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。

6 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。